

みどろ 水土里ネット広報

〒879-6115
大分県竹田市荻町馬場426番地1
荻柏原土地改良区
TEL 0974-68-2238
FAX 0974-68-2239
http://www.midorinet-ogi.com

特集 大蘇ダム用水をめぐるいくつかの問題点について

No.43

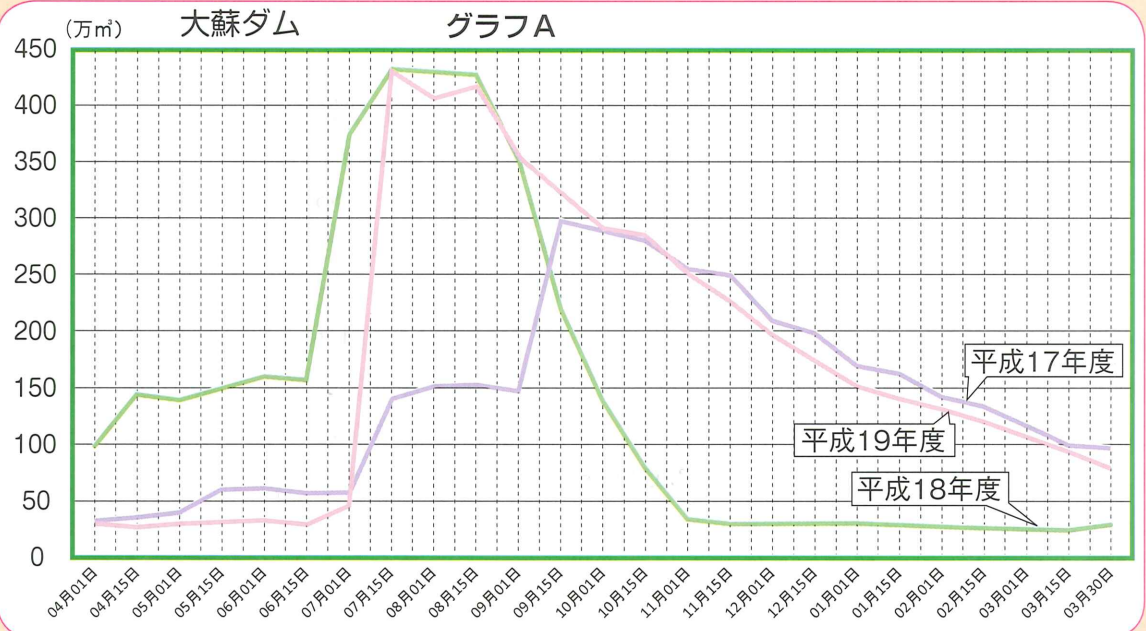
農水省九州農政局は平成 16 年度の国営事業第 2 回計画変更後、17、18、19 年度 3 年間にわたり湛水試験を続けましたが、ダム湖全体からの浸透がいちじるしく(グラフ A) 詳しく再調査をするために平成 20 年度も引き続き湛水試験を続けます。現在も大蘇用水の供用開始時期はめどがたっていません。

現地の流量や降雨量の調査をはじめから既に 40 年が過ぎようとしております。水は太陽の恵み、大地の恵み、そして人の励みの精神とすべての生産の基礎となります。毎年の生産に農業用水の不足は濃い影をおとしており、わたしたちは新たな水利の整備を千秋の思いで待ち望んでいます。歲月の流れとともに事業費は当初 130 億円から 600 億円になろうとしています。阿蘇溶岩台地において農業用水の確保は、今もわたしたちの悲願でもあります。ここに、経緯といくつかの問題点を挙げて「今わたしたちは何をなすべきか」を問題提起します。わたしたちの地域農業の将来に貴重な農業水利を残していけるかどうか、これからの動向がそれを決めていきます。

昭和 44 年(1969 年)～流量及び降雨量の調査
昭和 54 年(1979 年)春、国営事業所を竹田市に開設して 9 月事業着手
昭和 59 年(1984 年)に大蘇ダム仮設水路工事に着手
昭和 63 年(1988 年)に幹線水路(パイプライン)工事に着手
平成 3 年(1991 年)に第 1 回計画変更
平成 6 年(1994 年)大蘇ダム本体工事(基礎掘削等)開始
平成 12 年(2000 年)大蘇ダム堤体盛立開始
平成 15 年(2003 年)大蘇ダム堤体盛立完了
平成 16 年(2004 年)に第 2 回計画変更
平成 17 年～平成 19 年 湛水試験

ダム構想から既に 40 年が過ぎますが、まだ用水は流れてきません。グラフ A の 17 年度と 19 年度の非かんがい期貯水量推移から次のことが考えられます。

- ① 阿蘇溶岩台地を侵食して流れる大蘇川のダム建設地は 4 層の火砕流が重なっているため浸透がはげしいことがわかります。台風シーズンに満水になりますが、当地の非かんがい期(10 月～3 月)に亀裂や地山に自然浸透して春先に約 80～100 万 m³になります。
- ② それで、この 100 万 m³全部使えるかという、取水口から下に溜まっている水量が 40 万 m³ですから差し引き 40～60 万 m³が有効貯水量となります。
- ③ ダムの下流域に責任放水をしていますが、10 月から翌年 3 月までハウスや畑に小水路に流れる程度(0.03 m³/秒=小さなファームポンド 1 つ分を一日で使うほどの量)を使えば、翌年のかんがい期には使う用水がほとんどなくなってしまいます。
- ④ そのため、荻柏原土地改良区の理事会、総代会では、この無機能に近いダムの機能回復追加工事を繰り返し要請してきました。
- ⑤ 農家は水瓶がたまるような追加工事をするかどうか、いつまでも農水省が打ち出さないの、末端パイプラインを敷設する県営工事や、立ち上げをして、畑かんがいにとりくむ工事を見送っています。



このグラフから非かんがい期の 10 月当初は約 290 万トンであることがわかります。12 月から翌年 3 月末まで 0.03t/s (最末端の使用水路程度の水量) が使われると、翌年のかんがい時期には一滴も利用できないことがわかります。大蘇ダムはかんがい期に水利用はできないことがわかります。

このことから、九州農政局に次のことを問い合わせています。

- 水田補水に必要な用水確保について、今後どのように対処しますか。
- ダム機能回復のためにどのような追加工事をし、いつの時期に事業は完了しますか。
- 今後の農家同意を(ダム外基幹水利施設を地元負担 40% の費用で管理する補助事業で、これから全受益者の 3 分の 2 以上の同意が必要)どのようにして確保していくのですか。
- 水利権確定は大蘇ダムの貯水機能回復後でよいではありませんか。

問い合わせに対して、明確なものをいただいております。



今年 3 月 28 日に開催した総代会では、今後の対応を理事会に一任すると決定しました。また、農林水産大臣を始め、農水省、大分・熊本両県、関係市村にダム機能と水利権回復要請活動を行うことを昨年 6 月開催の臨時総代会が可決、既に昨年度中にそれぞれの機関に要請をしています(詳細後述)

また、大蘇用水の補水で時間給水をなくすこと、そして、広範な畑かんがいを展開するには、ダムの浸透をとめ、計画どおり通水できるようにすることが約束ごとだと総代会は考え、このことから、大蘇ダム機能回復、水利権回復要請に関して状況に応じ、組合員大会を視野にいたした対応を理事会に一任しています。

次に、大蘇用水をわけあう組合員の組織をたちあげないと、給水を始めることができません。竹田市荻町では、水田と畑とを受益地とする改良区があります。菅生地域には水田は土地改良区受益地ですが、これから畑かんがいに取り組み方々は、改良区に加入して組合員になることが求められます。県営事業で敷設したパイプラインなどは地元改良区に譲渡され、維持管理、復旧工事などは改良区で行っていきます。このことから、維持管理、費用の調定賦課徴収は土地改良法と国税徴収法の準用とで運営する土地改良区と、土地改良区連合を設立していくことが求められます。1057haを受益地とする荻柏原土地改良区は、耕地整理組合の時代に国、県の補助を得て岩盤に第1幹線、第2幹線隧道を穿ち、大谷ダムを築造、その償還と維持管理に組合員農家は筆舌しがたい苦勞をしてきました。国営大野川上流水利事業の計画と同じくして県営圃場整備、畑地帯総合整備事業にとりくみ、その償還金がピーク時で一戸平均一年に30万円をこえることもありました。その償還も殆ど終わり、あと4～5年もすれば水利費だけの負担10aあたり5000円ほどになります。土地改良区組織だからこそ組合員農家は事業をおこし、手を入れながら維持管理を続けることができます。大蘇ダム外国営施設は制度上、阿蘇市、産山村、竹田市が管理運営協議会をつくり、国と管理委託契約を結びます。地方自治法252条14により、その代表に竹田市がなります。国営施設の基幹になるものの実際の日常維持管理を竹田市はしませんので、荻柏原土地改良区がすることになっています。そこには、委託料が発生します。この管理運営協議会は日常維持管理の実務につきません。土地改良法あるいは土地改良法に準じて決定していく組織が、将来をみすえた計画のもとで年間の収支にあたることになります。その組織を土地改良区連合にしていくことを第2回計画変更の農家説明でしています。

第2回計画変更の農家に対する説明で、維持管理の方法は土地改良区連合を設立していくとしています。大分県側では、国、県、市町、竹田市土地改良区、荻西部土地改良区、荻柏原土地改良区が何度も打ち合わせをしたうえで、菅生地域の畑受益地は竹田市土地改良区がとりこんでいくこと、そして、国営施設の維持管理には、国・県がともに30%のこり40%を関係市町村が負担する基幹水利施設管理事業にとりくむこと、その年間の費用を2500万円としてありました。旧関係市町の議会にこの説明はあったものと察します。

この基幹水利施設管理事業補助事業にとりくむには、組合員農家全体の3分の2以上の同意を必要とするため、平成19年度中に同事業同意取得をすること、土地改良区の設立にも関係受益地の3分の2以上の同意があるため、事業同意と改良区設立との二つを同時進行していこうと取り決めた経緯があります。

農業用水の配分は農業生産の根幹です。そこに土地改良法によって強制力があり権利義務の決められた組織がなければ一歩も進みません。仮に先に進んだとしても長くは続きません。

既に平成18年度中に、荻柏原土地改良区理事者全員が九州農政局水利課長に対して、前年度の湛水試験の非かんがい期の浸透状況からみてダム機能回復工事が必要なことを要請しています。19年度には、総代会の決定によって次の機関に要請をしました。

H.19. 6.15	臨時総代会で要請活動の決定
6.25	大分県と竹田市に申し入れ
7. 4	九州農政局に
8.16	産山村に
8.23	阿蘇市に
9.25	竹田市議会産業建設委員会に
10. 3	熊本県に
11.12	農林水産大臣に 農林水産省に

11月12日、大臣室で状況をうったえると、若林農林水産大臣から「地元農業に国営事業成果を残すように対応する」と瀬井理事長、秋重総括監事、事務局に回答がありました。

この2月、九州農政局から国営事業の終了年度を平成20年度から21年度に延長すると説明がありました。大蘇ダムの3年間にわたる湛水試験で、浸透がはげしく適時給水ができないことは「グラフA」項で述べましたが、それでは、春先にダム湖にある約80～100万㎡の用水を平成20年度から使えるかどうかですが、まだ河川管理者の国土交通省から許可がでておりませんから使うことができません。水利権が確定しておりませんから、県営事業でパイプラインを敷設して圃場に施設をしても用水はとどきません。

仮に許可があったとしても、ダムが今の状態で浸透し、非かんがい期に畑かんがい用水を使い、4月から水田補水をすればダム湖に水はありません。

さらに大蘇ダム水利権は、大谷ダムを水瓶とする荻柏原土地改良区第1幹線と大谷川頭首工から取水する第2幹線の水利権と一体になりますから、平成6年から暫定水利権となっている既得のふたつの水利権を地元農業にあった水利にもどさなければ、荻柏原土地改良区組合員からは、事業に関するこれからのどのような同意も得ることができません。九州農政局は平成20年度と21年度の2年間をかけて荻柏原土地改良区受益地の植付け実態調査、減水深調査をして国土交通省との水利権交渉に及ぶ計画ですからこの間、荻柏原土地改良区の既存水利権が確定しませんので水が使えないことになります。このことについては農政局、大分県、荻柏原土地改良区三者による覚書があり、平成20年1月30日に組合員農家9割の署名による「確認書に基づく荻柏原土地改良区既得水利権回復請求書」を九州農政局長あてに出してあります。このときも「請求書」を携えた理事者全員が九州農政局にお願いをしています。

平成19年度は、国営造成施設管理体制整備事業（操作体制整備型）に取り組みました。これは、国営事業完了前2年間、大蘇国営ダムほか国営施設の操作を取得するためにダムサイトに詰めて操作を習う補助事業です。前述のとおり国営施設は国の制度上、阿蘇市・産山村・竹田市が委託契約をして、そのなかの竹田市が代表しますが、更に荻柏原土地改良区が業務委託をひきうけることになっています。

大谷ダムと大蘇ダムの水門操作が遠隔操作により中央管理所（現改良区事務所）で行われるので第三者にその操作をゆだねることは出来ない、大蘇ダムにかかる改良区を新たに創ると農家負担が増える、ふたつの事情から第2回計画変更地元説明会開催前に3度の臨時総代会を重ねて検討、業務受託を決定した経緯があります。19年度当初にダムと平川頭首工操作、大蘇川、玉来川、パイプライン踏査、湛水試験現地立会い、組合員と土地台帳の整備を始めています。事業年度が2年間と区切られているのは、継続して2年もあれば自力操作ができる例にならつてのことと判断しています。

ダム機能の回復と改良区の設立は避けて通れないこれからの大きな課題です。荻柏原土地改良区受益地は今も水不足のために時間給水を続けています。九州農政局が水利利用の実態調査をしますから、この時間給水の方法を次に紹介します。

ひとつの分水ブロック

- | | |
|------------|------------|
| A 2ha 水田所有 | B 4ha 水田所有 |
| C 3ha 水田所有 | D 1ha 水田所有 |

Aから水を取り始めることにします。水不足ですから、18時間(1080分)たったら又Aが取れるようにしないと水田が干てしまいます。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| A | $1,080 \times 2/10 = 216$ 分間の持ち時間 |
| B | $1,080 \times 4/10 = 432$ 分間 |
| C | 324 分間 |
| D | 108 分間 |

朝の6時にAが取水を始めると、次は夜中の12時が取水のはじまりとなります。実際は道中時間とか引き水時間とか面積も1㎡まで計算にいきますから、分刻みの持ち時間になります。ですから、4月から6月いっぱい荻町中の農家が夜中に懐中電灯を手にして歩き回っています。

計画のどおりの大蘇用水がとどくことはわたしたちの悲願です。そのため何を今わたしたちはしなければならぬか「至誠にして動かざるものは未だこれあらざるなり」荻町に農業用水を導いた垣田幾馬翁の座右の銘がその先を指しているようにあります。